事務連絡

各局等 契約主管課長 殿

財務局経理部契約調整担当課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務履行条件の 変化等に応じた適切な仕様書等の変更について

物品買入れ等契約については、令和2年2月28日付31財経総第2521号「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた物品買入れ等契約への対応について(通知)」において適切な対応をお願いしているところですが、このたび、厚生労働省より、別紙のとおり、令和2年6月2日付薬生衛発0602第2号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更について」(以下「厚労省通知」という。)のとおり通知がありましたので、参考に送付いたします。

都における物品買入れ等契約において、厚労省通知が対象とするビルメンテナンス業務以外の業務も含め追加で経費を要する感染症拡大防止対策を実施する場合には、それぞれの現場の事情に応じ委託者・受託者等間で契約変更の手続きを行い、契約金額等の変更又は契約期間の延長を行うなど適切に対応してください。

【担当】

財務局経理部総務課契約調整担当 03-5388-2607 (ダイヤルイン) 内線 26-111 各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務履行条件の 変化等に応じた適切な仕様書等の変更について

ビルメンテナンス業務の発注については、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について」(平成27年6月10日付け健発0610第5号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知)により、貴都道府県におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いするとともに、貴管下の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して本ガイドラインの周知徹底をお願いしているところです。

現在、全ての都道府県において新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されておりますが、解除後も、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底するとともに、「新しい生活様式」等を通じて、感染拡大防止に取り組むこととされています。

貴都道府県所管の施設においても、ドアノブ、エレベーターのボタン等の高 頻度接触部位の定期的な拭き取り清掃、消毒、施設内におけるマスク着用の徹 底、換気頻度の増加といった感染拡大防止対策の取組が行われていると承知し ております。加えて、施設内で感染者が確認された場合には、保健所の指示等 により、当該施設の消毒等を行うことも想定されるところです。

これらの感染拡大防止対策のための作業が仕様書等に明示されていない場合は、本ガイドライン「2 発注関係事務の適切な実施」の「(4)業務実施段階(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)」における「災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等」にあたる可能性がありますので、必要と認められる場合は、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更を行う等の適切な御対応をお願いします。

また、併せて、貴管下の市町村に対して、本通知の周知をお願いします。

【参考】

- ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン (抄) (平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 5 号健康局長通知)
- 2 発注関係事務の適切な実施
- (4)業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たって は必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、<u>災害発生</u> 時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていな い業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場 合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこ れに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準 又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更 を検討する。